

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱の制定について

3 農 産 第 2 9 5 1 号

令 和 4 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金について、この度、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導を御願います。

以上、命により通知する。

(別紙)

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱

(通則)

第1 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。以下「被災12市町村」という。）の営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが喫緊の課題であり、農産物を生産すれば販売できる環境の形成が不可欠となっている。一方、被災12市町村の中山間部で基幹産業であった畜産部門については、農業者の避難等により家畜の飼養等を最初から開始せざるを得ない中で、種畜や飼料の供給体制を再構築していくことが、畜産経営の再開の加速化に当たり不可欠となっている。このため、地域に参入した実需者等を核に、地域内で生産された野菜等を生活様式の変化により消費が拡大される冷凍野菜への加工や実需者と強く結びついた商流の構築など、市町村を越えて広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出に必要な取組を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）からの交付金の交付を受けて福島県知事（以下「県知事」という。）が行う事業（以下「交付事業」という。）において実施する取組（県知事が交付事業により実施する取組及び県知事が間接交付金により県知事以外の者に実施させる取組をいう。以下「支援事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 推進事業（加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者（以下「拠点事業者」という。）を核とした産地の創出に向けた、拠点事業者への生産物の供給体制の構築及び拠点事業者による生産体制の強化等を図る取組）
- (2) 整備事業（拠点事業者が設置する拠点施設の整備）

- 2 前項に掲げる支援事業の内容、事業実施主体、事業の実施基準及び事業実施主体に対する補助率は別表1の規定によるものとする。
- 3 交付事業の対象地域は、原則、被災12市町村内とする。ただし、被災12市町村外の実業者であっても、被災12市町村の営農再開の加速化に必要と認められる場合には、これを対象にすることができるものとする。
- 4 交付事業の実施により、令和12年度までに被災12市町村内で加工品も含め80億円の産出額の創出を図ることを目指し、令和7年度までに、その3割を達成することを目標とする。

(高付加価値産地計画の策定)

- 第4 知事は、交付事業の開始に当たり、取組の指標として支援事業実施方針を農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長(以下「農産局長等」という。)が別に定めるところにより、東北農政局長(以下「農政局長」という。)と協議の下、作成し公表するものとする。
 - 2 知事が公表した支援事業実施方針に基づき、拠点事業者、農業者の組織する団体、被災12市町村内の市町村及び関係機関からなる高付加価値産地協議会(以下「協議会」という。)において、対象とする品目や取組内容等について農産局長等が別に定めるところにより高付加価値産地計画(以下「産地計画」という。)を作成し、知事に提出するものとする。
 - 3 被災12市町村の営農再開の進捗状況等により、品目や取組内容等に変更を生じた場合には、産地計画を変更できるものとし、変更した産地計画を知事に提出するものとする。
 - 4 知事は、前2項において提出された産地計画を農政局長の承認を得た後、公表するものとする。

(事業の実施)

- 第5 事業実施主体は、第4第4項の規定により知事が公表した産地計画に基づき、農産局長等が別に定めるところにより、原則として年度ごとに作成した支援事業の実施に係る事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を知事に提出し、その承認を得るものとする。
 - 2 知事は、前項により事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を点検し、農産局長等が別に定めるところにより、福島県事業実施計画(以下「県計画」という。)を作成するものとし、第8第1項の規定による交付申請書の提出より前に、農政局長の求めに応じ、県計画を提出しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、事業実施計画に基づき支援事業を実施するものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第6 大臣は、第3第1項の規定による交付事業を県知事が実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について予算の範囲内で交付金を交付する。
 - 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表2の交付対象経費の区分の欄に掲げる交付事業の相互間及び経費の欄に掲げる(1)事業費と(2)附帯事務費の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、知事は、第5第2項の規定により作成した県計画とともに、交付申請書を農政局長に提出しなければならない。ただし、第5第2項の規定により農政局長の求めに応じ交付申請書の提出より前に農政局長に提出した県計画に変更がない場合は、当該計画の提出は不要とする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、知事は各事業実施主体の交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農政局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 農政局長は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、知事に対してその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 知事は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を農政局長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による交付金変更等申請書を農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、交付金の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農政局長の承認を受けることができる。
 - 3 農政局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の30%以内の経費の額の増減
- (2) 推進事業にあつては事業の廃止以外の変更
- (3) 整備事業にあつては事業の新設若しくは廃止又は事業実施主体の変更以外の変更

(事業遅延の届出)

第14 知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第15 知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式5号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(概算払)

第16 知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を農政局長及び官署支出官（東北農政局総務部長）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、知事は、交付事業が完了したとき（第12第1項による廃止の承認があった場合を含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を農政局長に提出しなければならない。

2 知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を農政局長に提出しなければならない。

3 第8第2項ただし書きの規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第8第2項ただし書きの規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農政局長に報告するとともに、農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農政局長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第18 農政局長は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、知事に通知するものとする。

2 農政局長は、知事に交付すべき交付金の額の確定をした場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 知事は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額す

べき事情がある場合は、農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 18 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 20 農政局長は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。

- (1) 知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業実施主体が、支援事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 事業実施主体が、間接交付金を支援事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農政局長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還については、第 18 第 3 項の規定 (括弧書を除く。) を準用する。

(財産の管理等)

第 21 知事は、交付対象経費 (交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。) により取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」という。) については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分制限)

- 第 22 取得財産のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農政局長の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 23 知事は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第 24 知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。
- 3 知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 25 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第 25 知事は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 26 知事は、県知事以外の事業実施主体に間接交付金を交付するときは、本要綱第 7、第 12 から第 15 まで、第 17、第 19 から第 21 まで、第 23、第 24 及び地方公共団体である事業実施主体にあっては第 25 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 支援事業により取得し又は効用の増加した財産のうち牛、馬、豚、めん羊、不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、支援事業を行うに当たって、間接交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が間接交付金の交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による間接交付金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の間接交付金の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

2 知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に間接交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、支援事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、支援事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 知事は、事業実施主体に対する間接交付金の交付に先立ち、事業実施主体に対する間接交付金の交付に際し付す条件の内容について農政局長に届け出なければならない。

4 知事は、事業実施主体が支援事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 10 第 1 項に

よる交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農政局長の承認を受けたものとする。

- 6 知事は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 知事は、間接交付事業に関して、事業実施主体から間接交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該間接交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(実施状況の報告)

第27 事業実施主体は、農産局長等が別に定めるところにより、支援事業の実施状況に係る報告を作成し、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、第1項の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとするとともに、当該報告について、農産局長等が別に定めるところにより農政局長に報告するものとする。

(事業の評価)

第28 事業実施主体が農産局長等が別に定めるところにより設定した支援事業の成果目標の達成状況について、以下のとおり評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、別に定めるところより設定した目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を知事に報告するものとする。
 - (2) 知事は、事業実施主体から評価結果の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を農政局長に報告するとともに、必要に応じて、当該評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
 - (3) 農政局長は、知事から報告された点検評価結果について内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会において成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、当該評価結果を踏まえ、知事を指導するとともに、評価結果を農産局長等に報告するものとする。
 - (4) 事業評価を行った事業実施主体、知事及び農政局長は、その結果を公表するものとする。
- 2 第3第4項に定められた目標の達成状況については、以下のとおり行うものとする。
- (1) 協議会は、令和5年度に、産地の形成状況について、整備事業の事業実施主体、農業者団体、被災12市町村その他関係機関・団体の協力を得て、調査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

(2) 知事は、報告内容を点検し、公表するとともに、産地計画に沿って産地の形成が進んでいない場合は、その理由及び対応方針を取りまとめ、農政局長を通じて農産局長等に報告するものとする。

(指導等)

第 29 知事は、交付事業の効果的かつ適正な推進を図るため、協議会等との密接な連携による推進体制の整備を図り、支援事業の実施についての推進指導に当たるものとする。また、知事は、交付事業の適正な執行を確保するため、実施手続きについて必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するとともに、交付事業の関係部局外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により交付事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

2 附帯事務費の取扱い

国は、予算の範囲内において、交付事業の実施に関する事務及び指導に要する経費を附帯事務費として交付するものとする。

(委任)

第 30 交付事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱（令和3年6月30日付け3生産第710号農林水産事務次官依命通知）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

支援事業の区分	事業内容	事業実施主体	事業の実施基準	事業実施主体に対する補助率
1 推進事業	(1) リース方式による農業機械等の導入 (2) 生産資材支援 (3) 家畜の導入(受精卵を含む) (4) 高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証 (5) 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証 (6) 耕畜連携・コントラクターの育成支援 (7) 人材確保・育成 (8) 産地協議会の運営・調査・計画策定	(1) 及び(2)の事業 ア 公社 イ 農業者の組織する団体 ウ 農業を営む個人又は法人(農産局長等が別に定める場合に限る。) (3)の事業 ア 公社 イ 農業者の組織する団体 ウ 農業を営む個人又は法人 エ 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (4)から(8)までの事業 ア 福島県 イ 被災12市町村 ウ 公社 エ 公益法人 オ 農業者の組織する団体 カ 農業を営む法人 キ 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ク 民間事業者(農産局長等が別に定める者に限る。) ケ コンソーシアム(農産局長等が別に定める者に限る。) コ 知事が農政局長と協議して認める団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 農業者の組織する団体にあつては、農産局長等が別に定める場合を除き、組織する農業者が3戸以上であること。 2 農産局長等が別に定める成果目標の基準を満たしていること。 3 農産局長等が別に定める要件等を満たしていること。 4 整備事業を実施する場合(農産局長等が別に定める場合を除く。)にあつては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 5 施設を設置する場合にあつては、原則として総事業費が5千万円以上であること。	(1)の事業 国3/4以内 県9/40以内 (2)から(8)までの事業 定額(ただし、農産局長等が別に定める場合にあつては、農産局長等が別に定める額以内)
2 整備事業	(1) 耕種部門共同利用施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 種子種苗生産関連施設 ケ 有機物処理・利用施設 (2) 畜産部門共同利用施設整備	以下に掲げる者であつて、被災12市町村内に施設を整備する者又は被災12市町村内の事業者に限る。 ア 農業者の組織する団体 イ 農業を営む法人 ウ 事業協同組合連合会及び事業協同組合 エ 民間事業者(農産局長等が別に定める者に限る。) オ コンソーシアム(農産局長等が別に定める者に限る。)	5 施設を設置する場合にあつては、原則として総事業費が5千万円以上であること。	国3/4以内 県9/40以内

	ア 家畜飼養管理施設 イ 家畜排せつ物処理施設 ウ 自給飼料関連施設 エ 畜産物加工、展示・販売施設			
--	---	--	--	--

別表 2 (第6 及び第7 関係)

交付対象経費の区分	経費	交付率	交付決定者
1 推進事業 (農業・食品産業強化対策 推進交付金)	(1) 事業費 交付事業に要する経費及び同経費の事業実施主体 への交付に要する経費 (2) 附帯事務費 (1) の経費に係る交付事業の実施に関し、事業実 施計画の承認及び交付事業の推進に必要な事務並び に指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額	東北農政局長
2 整備事業 (農業・食品産業強化対策 整備交付金)	(1) 事業費 交付事業に要する経費及び同経費の事業実施主体 への交付に要する経費 (2) 附帯事務費 (1) の経費に係る交付事業の実施に関し、事業実 施計画の承認及び交付事業の推進に必要な事務並び に指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額	東北農政局長

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付申請書

番号
年月日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏名

〇〇年度において、別添のとおり事業を実施したいので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第8の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

注：別記様式第1号別添を添付すること。

別記様式第1号別添

I 事業の目的

1 推進事業

2 整備事業

II 事業の内容及び計画

1 推進事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

事業概要	事業費	負担区分				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記載すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記載すること。
 2 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第5に定める事業実施計画を添付すること。
 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費	県費	
合計				

- (注) 1 事業内容欄は農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 事業費及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

2 整備事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

事業概要	事業費	負担区分				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計	事業費					
	附帯事務費					
	計					

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記入すること。
 2 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記入の上、別紙を作成し、添付すること。

(別紙)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費	県費	
合計				

- (注) 1 事業内容欄は農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 事業費及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	交付事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負担区分				備考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 推進事業（農業・食品産業強化対策 推進交付金） ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
2 整備事業（農業・食品産業強化対策 整備交付金） ア 事業費 イ 附帯事務費							
合計							

(注)備考欄には、目的ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額」○○○円 うち国費○○○円）を記入すること。

IV 事業完了予定（又は完了） ○○年○月○日

(注)「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接交付事業において事業実施主体に対して施工業者から交付対象施設の引渡し完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 添付書類

福島県の本事業の交付に関する規定又は要綱

(注) 1 福島県の本事業の交付に関する規定又は要綱は、間接交付事業にのみ添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 実績報告の際は以下の資料を添付すること

①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、②のみの添付も可能とする。

① 財産管理台帳の写し

② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

事業実績内訳明細書

交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
				国費	県	市町村	その他	
			円	円	円	円	円	
合計								

- 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
- 2 施設等区分の欄は、交付等要綱別表1実施要綱別表の事業内容欄の2の整備事業欄の(1)のア～ケ及び(2)ア～エの施設等名を記入すること。
- 3 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第12関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、別添のとおり〇〇（注1）したいので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 別記様式第1号別添の様式に準じたものを添付するものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、別記様式第1号別添の様式に準じたものへの添付書類については、交付申請時に別記様式第1号別添に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第3号（第14関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業の遅延について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月までに完了したもの		〇年〇月以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第15関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第15の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別添の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第15及び第16関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿
官署支出官
東北農政局総務部長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助(A)	既受領額(B)		遂行状況 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別添の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第15ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第17第1項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- （注）
- 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
 - 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
 - 3 記の記載要領は、別記様式第1号別添の様式に別紙様式のV 収支精算の項目を追加して作成すること。
 - （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧で上段に記載すること。
 - （2）事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合にあっては、収支精算の支出の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、経費以外のものは交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

また、以下の資料を添付すること。ただし（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。

 - （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

(別紙様式)

V 収支精算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 ※1 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の交付対象経費の区分欄の事業名を記載する。

別記様式第7号（第17第2項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫交付 金	(A)のうち 年度内支 出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第17第4項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった福島県高付加価値産地展開支援事業交付金について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載。

[]

(注) 消費税額及び地方消費税額の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

地区名		地		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		適用	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
									交付金	県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供当別に記入すること。
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第25関係）

〇〇年度

農林水産省所管

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金調書

国			地方公共団体名										備考
交付事業名	交付決定額	交付率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年月日

〔間接交付事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 事業実施主体に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。